

## 大阪市告示第443号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年4月1日

大阪市長 横山英幸

### 1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
南港中央野球場	令和6年4月8日（月）	午前9時から 午後5時まで
	令和6年4月30日（火）	午前7時から 午後7時まで
南港中央庭球場	令和6年4月8日（月）	午前9時から 午後5時まで
	令和6年4月30日（火）	午前9時から 午後7時まで

### 2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
南港中央野球場	令和6年4月26日（金）から	午前7時から
	同月27日（土）まで	午後7時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）